

船舶事故等の報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関する公示

運輸安全委員会運営規則第5条の規定に基づき、船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関し、次のとおり公示します。各事案に係る3.の原因関係者は、6.の問い合わせ先に申し出て報告書の案を閲覧し、意見のある場合は5.の期限までにお申出下さい。

なお、原因関係者以外の者が報告書の案の閲覧及び意見の申出をすることはできません。

令和6年10月11日

運輸安全委員会事務局函館事務所長

1. 事案の件名	2. 事案の発生年月日	3. 原因関係者に関する事項
交通船KAZEHAYA乗揚	令和5年9月1日	KAZEHAYA船長
貨物船第三十一進宏丸漁船第二十八白鷗丸衝突	令和5年10月21日	第三十一進宏丸航海士 第二十八白鷗丸船長
漁船第七十五豊栄丸漁船第五十五更生丸衝突	令和6年1月29日	第七十五豊栄丸船長 第五十五更生丸船長

4. 報告書の案の閲覧場所

(1) 電子メール等による送付

(2) 運輸安全委員会事務局函館事務所

函館市海岸町24番4号 函館港湾合同庁舎4階

5. 意見の有無に関する申出期限

令和6年11月11日まで

6. 問い合わせ先

運輸安全委員会事務局函館事務所

〒040-0061 函館市海岸町24番4号 函館港湾合同庁舎4階

電話番号 0138(43)5517

船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関する公示

運輸安全委員会運営規則第5条の規定に基づき、船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関し、次のとおり公示します。各事案に係る3.の原因関係者は、6.の問い合わせ先に申し出て報告書の案を閲覧し、意見がある場合は5.の期限までにお申出下さい。

なお、原因関係者以外の者が報告書の案の閲覧及び意見の申出をすることはできません。

令和6年10月11日

運輸安全委員会事務局仙台事務所長

1. 事案の件名	2. 事案の発生日	3. 原因関係者に関する事項
漁船第二十八喜久丸乗組員負傷	令和5年6月14日	第二十八喜久丸船長 第二十八喜久丸甲板員
プレジャーボートT.F.C運航不能 (バッテリー過放電)	令和5年8月29日	T.F.C船長
漁船満海丸座洲	令和6年5月26日	満海丸船長

4. 報告書の案の閲覧場所

- (1) 電子メール等による送付
- (2) 運輸安全委員会事務局仙台事務所

仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎8階

5. 意見がある旨の申出期限

令和6年11月11日まで

6. 問い合わせ先

運輸安全委員会事務局仙台事務所

〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎8階

電話番号 022-295-7313

注) 意見の申出期限は、公示の日から30日後とする。

船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関する公示

運輸安全委員会運営規則第5条の規定に基づき、船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関し、次のとおり公示します。各事案に係る3.の原因関係者は、6.の問い合わせ先に申し出て報告書の案を閲覧し、意見がある場合は5.の期限までにお申出下さい。

なお、原因関係者以外の者が報告書の案の閲覧及び意見の申出をすることはできません。

令和6年10月11日

運輸安全委員会事務局横浜事務所長

1. 事案の件名	2. 事案の発生年月日	3. 原因関係者に関する事項
漁船智佳丸漁船鳳漁丸衝突	令和5年10月25日	智佳丸船長 鳳漁丸船長
プレジャーボートSousyu浸水	令和5年11月26日	Sousyu船長
貨物船恵和丸乗揚	令和6年2月13日	恵和丸船長
貨物船GRANDE FORTUNA貨物船第十晶恵丸衝突	令和6年4月8日	GRANDE FORTUNA船長 第十晶恵丸船長
プレジャーヨットOXY3乗揚	令和6年5月2日	OXY3船長
プレジャーボートラベンダー衝突(橋脚)	令和6年5月11日	ラベンダー船長
水上オートバイKIYO-CHAN-MARU水上オートバイTSUJI-KAZE-1衝突	令和6年5月12日	KIYO-CHAN-MARU船長 TSUJI-KAZE-1船長
貨物船紫隆丸漁船黒真丸衝突	令和6年6月3日	紫隆丸船長 黒真丸船長
プレジャーボート第一甲賀丸乗揚	令和6年6月17日	第一甲賀丸船長

4. 報告書の案の閲覧方法

- (1) 電子メール等による送付
- (2) 運輸安全委員会事務局横浜事務所
横浜市中区北仲通5-57横浜第2合同庁舎19階

5. 意見がある旨の申出期限

令和6年11月11日まで

6. 問い合わせ先

運輸安全委員会事務局横浜事務所

〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57横浜第2合同庁舎19階

電話番号 045(201)8396

船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関する公示

運輸安全委員会運営規則第5条の規定に基づき、船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関し、次のとおり公示します。各事案に係る3.の原因関係者は、6.の問い合わせ先に申し出て報告書の案を閲覧し、意見がある場合は5.の期限までにお申出下さい。

なお、原因関係者以外の者が報告書の案の閲覧及び意見の申出をすることはできません。

令和6年10月11日

運輸安全委員会事務局神戸事務所長

1. 事案の件名	2. 事案の発生日	3. 原因関係者に関する事項
プレジャーボートめぐとも運航不能 (燃料供給不能) 調査について	令和6年3月14日	めぐとも船長
水上オートバイ晃成丸座洲調査について	令和6年5月3日	晃成丸船長

4. 報告書の案の閲覧場所

- (1) 電子メール等による送付
- (2) 運輸安全委員会事務局神戸事務所

神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎10階

5. 意見がある旨の申出期限

令和6年11月11日まで

6. 問い合わせ先

運輸安全委員会事務局神戸事務所 事故調査調整官 竹部 孝幸
〒650-0042 神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎10階
電話番号 078-331-7258

注) 意見の申出期限は、公示の日から30日後とする。

船舶事故等の報告書の案に係る事故原因関係者からの意見聴取に関する公示

運輸安全委員会運営規則第5条の規定に基づき、船舶事故等に係る報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関し、次のとおり公示しますので、意見のある場合は5.の期限前にお申出下さい。

なお、報告書の案の閲覧及び意見の申出は、原因関係者のみ行うことが出来ます。

令和6年10月11日

運輸安全委員会事務局広島事務所長

1. 事案の件名	2. 事案の発生日	3. 原因関係者に関する事項
貨物船兼砂利石材等運搬船第十大栄丸乗揚事故調査について	令和5年11月28日	第十大栄丸船長
プレジャーボートふじみ丸衝突（灯浮標）事故調査について	令和5年11月5日	ふじみ丸船長
貨物船葛城丸衝突（岸壁）事故調査について	令和5年12月15日	葛城丸船長
引船一栄丸プレジャーボート一幸丸衝突事故調査について	令和5年12月29日	一栄丸船長 一幸丸船長
引船6一栄丸台船YM-73乗揚事故調査について	令和6年1月13日	6一栄丸船長
引船第二十七和丸台船K-1007乗揚事故調査について	令和5年11月20日	第二十七和丸船長
旅客船兼自動車渡船おおしま7衝突（岸壁）事故調査について	令和6年2月19日	おおしま7船長
貨物船LEGAZPI貨物船GREEN FUTURE衝突事故調査について	令和6年3月2日	LEGAZPI船長 GREEN FUTURE船長
貨物船新常豊丸衝突（栈橋）事故調査について	令和6年3月5日	新常豊丸船長
旅客船兼自動車渡船百風乗揚事故調査について	令和6年3月15日	百風船長
貨物船栄伸丸引船大興丸台船DK-1衝突事故調査について	令和5年7月10日	栄伸丸船長 大興丸船長
漁船第二大生丸漁船福宝丸衝突事故調査について	令和5年12月23日	第二大生丸船長 第二大生丸甲板員 福宝丸船長 福宝丸機関員

貨物船第2いづみ丸引船第十二神峯山丸台船神峯7号衝突事故調査について	令和6年4月3日	第2いづみ丸船長 第十二神峯山丸船長 第十二神峯山丸甲板員
プレジャーボートネプチューン乗揚事故調査について	令和6年4月10日	ネプチューン船長
遊漁船MARINE HAPPINESS プレジャーボート春洋丸衝突事故調査について	令和6年5月5日	MARINE HAPPINESS船長 春洋丸船長
漁船三光丸転覆事故調査について	令和6年4月4日	三光丸船長

4. 報告書案の閲覧方法

- (1) 電子メール等による送付
- (2) 運輸安全委員会事務局広島事務所

広島市南区宇品海岸3-10-17広島港湾合同庁舎4階

5. 意見の有無に関する申出期限

令和6年11月11日まで

6. 問い合わせ先

運輸安全委員会事務局広島事務所

〒734-0011 広島市南区宇品海岸3-10-17広島港湾合同庁舎4階

電話番号 082-251-4603

FAX番号 082-255-4941

船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関する公示

運輸安全委員会運営規則第5条の規定に基づき、船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関し、次のとおり公示します。各事案に係る3.の原因関係者は、6.の問い合わせ先に申し出て報告書の案を閲覧し、意見がある場合は5.の期限までにお申出下さい。

なお、原因関係者以外の者が報告書の案の閲覧及び意見の申出をすることはできません。

令和6年10月11日

運輸安全委員会事務局門司事務所長

1. 事案の件名	2. 事案の発生日	3. 原因関係者に関する事項
プレジャーボート SKY-28 Ⅷ乗揚調査について	令和5年9月30日	SKY-28Ⅷ船長
プレジャーボート宝漁丸乗 揚調査について	令和5年10月23日	宝漁丸船長
プレジャーボート CHISATO 運航不能（機関故障）調査 について	令和5年10月31日	CHISATO 船長
遊漁船遊覧船転覆調査につ いて	令和6年1月30日	遊覧船船長
遊漁船義栄丸火災調査につ いて	令和6年5月3日	義栄丸船長
貨物船 S MERMAID 貨物船第 八阿州山丸衝突調査につ いて	令和6年5月11日	S MERMAID 船長 第八阿州山丸船長

4. 報告書の案の閲覧方法

- (1) 電子メール等による送付
- (2) 運輸安全委員会事務局門司事務所
所在地：北九州市門司区西海岸一丁目3番10号
門司港湾合同庁舎10階

5. 意見がある旨の申出期限

令和6年11月11日まで

6. 問い合わせ先

運輸安全委員会事務局門司事務所 事故調査調整官 林 靖正
〒801-0841 北九州市門司区西海岸一丁目3番10号
電話番号 093-331-3707

船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関する公示

運輸安全委員会運営規則第5条の規定に基づき、船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関し、次のとおり公示します。各事案に係る3.の原因関係者は、6.の問い合わせ先に申し出て報告書の案を閲覧し、意見がある場合は5.の期限前にお申出下さい。

なお、原因関係者以外の者が報告書の案の閲覧及び意見の申出をすることはできません。

令和6年10月11日

運輸安全委員会事務局長崎事務所長

1. 事案の件名	2. 事案の発生日	3. 原因関係者に関する事項
プレジャーボートマイスター漁船しんえい丸 衝突事故調査について	令和5年11月27日	マイスター船長 しんえい丸船長

4. 報告書案の閲覧方法

(1) 電子メール等による送付

(2) 運輸安全委員会事務局長崎事務所

長崎市松が枝町7-29 長崎港湾合同庁舎4階

5. 意見がある旨の申出期限

令和6年11月11日まで

6. 問い合わせ先

運輸安全委員会事務局長崎事務所

〒850-0921 長崎市松が枝町7-29 長崎港湾合同庁舎4階

電話番号 095-821-3537

船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関する公示

運輸安全委員会運営規則第5条の規定に基づき、船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関し、次のとおり公示します。各事案に係る3.の原因関係者は、6.の問い合わせ先に申し出て報告書の案を閲覧し、意見がある場合は5.の期限までにお申出下さい。

なお、原因関係者以外の者が報告書の案の閲覧及び意見の申出をすることはできません。

令和6年10月11日

運輸安全委員会事務局那覇事務所長

1. 事案の件名	2. 事案の発生日	3. 原因関係者に関する事項
プレジャーヨットハナアツキ乗揚	令和6年4月1日	ハナアツキ船長

4. 報告書の案の閲覧方法

(1) 電子メール等による送付

(2) 運輸安全委員会事務局那覇事務所

那覇市港町2-11-1 那覇港湾合同庁舎8階

5. 意見がある旨の申出期限

令和6年11月11日まで

6. 問い合わせ先

運輸安全委員会事務局那覇事務所

〒900-0001 那覇市港町2-11-1 那覇港湾合同庁舎8階

電話番号 098-868-9335